

## 板橋区心身障がい者寝具洗濯乾燥事業実施要綱

(平成 24 年 3 月 12 日区長決定)

### (目 的)

第 1 条 この要綱は、在宅の重度心身障がい者に対して寝具洗濯乾燥事業（以下「事業」という。）を行うことにより、当該重度心身障がい者の生活環境を改善し、もってその健康及び福祉の増進を図ることを目的とする。

### (要 件)

第 2 条 事業を受けることのできる者は、板橋区内に住所を有し在宅の 65 歳未満の者で、寝具を干す場所、日照状態及び介護内容等生活環境からみて、寝具を干すことができない状況にあり、次のいずれかの要件を備える者とする。なお、年齢要件については、申請時のものとする。

- (1) 身体障害者手帳を有する者で、障がいの程度が 2 級以上であること。
- (2) 東京都愛の手帳を有する者で、知的障がいの程度が 2 度以上であること。
- (3) 戦傷病者手帳を有する者で、障がいの程度が第 2 項症以上であること。
- (4) 脳性麻痺を有すること。
- (5) 進行性筋萎縮症を有すること。
- (6) 東京都板橋区心身障害者福祉手当条例施行規則（昭和 48 年 9 月板橋区規則第 28 号）第 2 条各号に定める特殊疾病を有すること。
- (7) その他区長が特に必要と認めた者

### (実施の範囲等)

第 3 条 洗濯乾燥する寝具の範囲、洗濯乾燥の方法及び実施回数は、次の表のとおりとする。

寝具の範囲等	区分	洗濯乾燥の方法	実施回数
掛布団 1 枚	水洗い	しみ抜き、前処理、洗浄脱水乾燥及び復元・仕上げ	年 1 回
敷布団 2 枚 (マットレス含む。)	丸洗い 衛生・加工	スプレー、ブラッシング、しみ取り及び乾燥	年 1 回
毛布 1 枚	乾燥・消毒	スプレー及び乾燥	年 10 回

### (実施方法)

第 4 条 事業は専門の業者に委託して行うものとする。

### (申 請)

第 5 条 事業を受けようとする者は、心身障がい者寝具洗濯乾燥申請書 ([別記第 1 号様](#)

[式](#))を区長に提出しなければならない。

(申請の決定)

第6条 区長は、前条の申請を受理したときは、心身障がい者寝具洗濯乾燥実態調査票([別記第2号様式](#))に基づき実態調査を行い、事業実施の可否を決定する。

2 区長は、前項の決定をしたときは、事業の実施を決定した者(以下「利用者」という。)に対しては、心身障がい者寝具洗濯乾燥決定通知書([別記第3号様式](#))を、実施不可とした者に対しては、心身障がい者寝具洗濯乾燥申請却下通知書([別記第4号様式](#))により通知するものとする。

(届出)

第7条 利用者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、利用者又は同居の家族等は、心身障がい者寝具洗濯乾燥異動届([別記第5号様式](#))により、速やかに区長に届け出なければならない。

- (1) 第2条に掲げる要件を欠くに至ったとき。
- (2) 申請書の記載内容に異動があったとき。
- (3) 被決定者が、死亡したとき。

(資格の消滅)

第8条 区長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業の実施の決定を取り消すものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 区外へ転出したとき。
- (3) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (4) その他、区長が事業の実施を不相当と認めたとき。

2 区長は、前項の決定をしたときは利用者に対し、板橋区心身障がい者寝具洗濯乾燥資格消滅通知書([第6号様式](#))により通知する。ただし、前項第1号及び第2号の場合は、この限りではない。

付 則

1. この要綱は、平成13年4月1日から施行する。ただし、この制定以前に決定を受けた者については、なお、従前の例による。
2. 板橋区寝具洗濯乾燥事業実施要綱(昭和52年8月17日区長決裁)は廃止する。

付 則

この要綱は、平成24年3月12日から適用する。